

## 入院時の子ども医療費助成と公費併用時の考え方

小児慢性特定疾病等の公費該当で入院をした場合、公費の自己負担額と利用者一部負担金と比較して低い金額を患者の窓口負担とします。利用者一部負担金の金額のほうが低い場合はその差額について医療機関は仙台市に医療費助成金額として請求を行うものになります。

入院中に公費以外の治療が行われた場合は、公費の自己負担額と公費以外の治療の自己負担額を合算の上、比較することとします。

なお、公費以外の治療の自己負担額が1日500円を超える場合の超えた金額と、入院11日目以降の公費以外の治療の自己負担額は医療費助成の対象とします。

**例1)** 1月11日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり

小児慢性特定疾病の上限額 10,000円 診療点数 1月 100,000点  
2月 100,000点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×10日=5,000円

10,000円>5,000円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は5,000円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として5,000円を請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金は11日目以降のため 0円

10,000円>0円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は0円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として10,000円を請求することになります。

**例2)** 1月29日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり

小児慢性特定疾病の上限額 10,000円 診療点数 1月 100,000点  
2月 100,000点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×3日=1,500円

10,000円>1,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は1,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として8,500円を請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×7日=3,500円

10,000円>3,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は3,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として6,500円を請求することになります。

例3) 1月11日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり  
小児慢性特定疾病の上限額 2,500円 診療点数 1月 100,000点  
2月 100,000点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×10日=5,000円

2,500円<5,000円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は2,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として0円を請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

子ども医療の利用者一部負担金は11日目以降のため 0円

2,500円>0円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は0円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として2,500円を請求することになります。

例4) 1月29日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり  
小児慢性特定疾病の上限額 2,500円 診療点数 1月 100,000点  
2月 100,000点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×3日=1,500円

2,500円>1,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は1,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として1,000円を請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×7日=3,500円

2,500円<3,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は2,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として0円を請求することになります。

例5) 1月11日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり  
小児慢性特定疾病の上限額 2,500円 診療点数 1月 100,000点  
2月 100,000点  
1月13日 公費外診療 100点  
1月15日 公費外診療 110点  
2月1日 公費外診療 150点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

公費外診療の自己負担額 13日=300円 15日=330円  
合計 630円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×10日=5,000円

2,500円+630円=3,130円<5,000円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は

3,130円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として0円を請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

公費外診療の自己負担額 1日=450円

※2月1日は入院11日目以降のため450円は助成される。

子ども医療の利用者一部負担金は11日目以降のため 0円

2,500円>0円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は0円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として2,500円+450円=2,950円を請求することになります。

例6) 1月29日入院 2月20日退院 小児慢性特定疾病の公費あり

小児慢性特定疾病の上限額 2,500円 診療点数 1月 100,000点

2月 100,000点

1月29日 公費外診療500点

1月30日 公費外診療110点

2月1日 公費外診療150点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

公費外診療の自己負担額

29日は1,500円の負担となるが、1,500円>500円であるため500円とします。  
差額の1,000円は医療費助成として医療機関が仙台市に請求することになります。

30日=330円

合計830円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×3日=1,500円

2,500円+830円=3,330円>1,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は1,500円となります。

医療機関は仙台市に対して上記差額分1,830円と公費外診療の差額分1,000円の合計2,830円を医療費助成分として請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 2,500円

公費外診療の自己負担額 1日=450円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×7日=3,500円

2,500円+450円=2,950円<3,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は2,950円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として0円を請求することになります。

例7) 1月29日入院 2月2日退院 小児慢性特定疾病の公費あり

2月5日再入院 2月7日退院 小児慢性特定疾病の公費あり

(同一病名の再入院で入院起算日は同じ)

小児慢性特定疾病の上限額 10,000円 診療点数 1月 100,000点

2月2日まで 100,000点

2月5日から7日まで

100,000点

1月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×3日=1,500円

10,000円>1,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は1,500円となります。

医療機関は仙台市に対して上記差額分 8,500円を医療費助成分として請求することになります。

2月

小児慢性特定疾病の負担額 10,000円

子ども医療の利用者一部負担金 500円×5日=2,500円

10,000円>2,500円のため窓口での受給者の利用者一部負担金は2,500円となります。

医療機関は仙台市に対して医療費助成分として7,500円を請求することになります。